

一般競争入札公告

社会福祉法人梅田福祉会の発注する「特別養護老人ホーム梅の郷 空調設備更新工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 15 日

社会福祉法人梅田福祉会

理事長 工藤 三夫

1 工事概要

- (1) 工事名称 社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホーム梅の郷 空調設備更新工事
- (2) 工事場所 群馬県桐生市梅田町 4 丁目字軍場 1774 番地 4
- (3) 工事内容 工事種別 : 建築工事
工事範囲 : 空調設備更新工事一式 (関連電気、建築工事含む)
その他設計図書記載の範囲
- (4) 建物概要 構造規模 : RC 造 3 階建 耐火建造物
建物用途 : 従来型特別養護老人ホーム (70 床)
延床面積 : 4673.47 m²
- (5) 工事期間 契約確定の日から平成 29 年 7 月 20 日まで

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札 (郵便入札)
- (2) 予定価格 有 (非公開)
- (3) 最低制限価格 有 (非公開)
- (4) 入札保証金 無

3 入札参加資格

- (1) 建設業の許可 (建築工事業) を有すること。
- (2) 群馬県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿 (平成 28 年・平成 29 年) に、建築一式工事で登録されている単体企業 (共同企業体は不可) であること。登録の有無については、ぐんま電子入札共同システム競争入札参加資格者情報による。
- (3) 開札日から 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査 (建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。) の P 評点が 920 点以上あること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告日から入札を実施する日までの期間で、建築基準法による営業停止などの処分を受けていない者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと、及び対象工事にかかる設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係もしくは人事面において関連のある企業でないこと。

4 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から平成 29 年 3 月 17 日 (金) まで

- (2) 問合せ・受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで（土日祝を除く）
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 イ 会社案内・会社経歴書等（一般競争入札参加資格等確認資料）
 ウ 建設業許可証の写し
 エ 経営事項審査総合評点（P）の分かる直近の経営事項審査結果書の写し
 ※提出書類書式は法人問合せ先に連絡の上、Eメールにて請求すること
 ※提出された確認申請書、確認資料及びその他資料の返却は致しません
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）※締切日午後 4 時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒370-0332 群馬県太田市新田中江田町 58 番 1
 社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホームきざきの郷
 担当：副施設長 小林恭介
 電話：0276-55-2290 FAX：0276-55-2293
 Eメール：kizaki2@xrh.biglobe.ne.jp
 ※問合せは原則メールにてお願いします。
 ※認定を受けたものであっても、入札期日において認定要件を満たしていない者
 は入札の参加資格を有しません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、上記確認申請者には、平成 29 年 3 月 18 日（土）午後 5 時までに確認結果（入札参加資格の有無）をEメールにて通知する。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には入札書等書式、仕様書等（以下「設計図書等」という）を郵送し、配布・貸出をする。配布・貸出は無料とし、現場説明会は行わないものとする。尚、現地確認する場合は事前に日時を連絡の上許可を受けることとする。
- (3) 配布した設計図書等は入札日に入札書等と共に同封し、返却すること。（複製不許可）
- (4) 設計図書等の配布については、郵送とする。発送日は、平成 29 年 3 月 18 日（土）とする。
- (5) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
- ① 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合
 - ② 提出書類の誤字・脱字により意思表示が不明瞭である場合
 - ③ 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭である場合
 - ④ 1社で2通以上の入札参加申請書を提出した場合
 - ⑤ 明らかに談合によると認められる場合
 - ⑥ 入札参加資格申請に必要な要件を具備していない場合

6 入札書類の提出

- (1) 入札書類提出期限 平成 29 年 3 月 29 日（水）午後 5 時まで
- (2) 入札書類提出場所 〒370-0332 群馬県太田市新田中江田町 58 番 1
 社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホームきざきの郷
 担当：副施設長 小林恭介
 電話：0276-55-2290 FAX：0276-55-2293
 Eメール：kizaki2@xrh.biglobe.ne.jp
- (3) 提出方法 郵送による。（持参は認めない。）

7 入札及び開札日程等

- (1) 入札（開札）日時 平成 29 年 3 月 31 日（金）午前 11 時から
- (2) 入札（開札）場所 群馬県桐生市梅田町 4 丁目字軍場 1774 番地 4
特別養護老人ホーム梅の郷 3 階会議室
- (3) 入札方法 郵送による入札のみ。（持参は認めない。）
- (4) 入札保証金 免除

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の 100/108 の価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で最低制限価格の 100/108 以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 上記（1）によっても落札者がいない場合は、次の各号の場合に限り、下記条件を全て遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。但し、無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることできない。
 - ① 入札に参加し、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - 条件 ア 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内である。
 - イ 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない。
 - ウ 入札にあたっての条件を変えることは認められない。
 - エ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印する。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。

9 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 8/100 に相当する額（消費税相当額）を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 100/108 に相当する金額（消費税相当額を抜いた金額）を入札書に記載すること。
- (2) 入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出すること。
- (3) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、厳封し裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、割り印すること。
- (4) 入札に参加する者の数が 1 社である場合には、入札を執行しない。
- (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (6) 下記の各号に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 電報、電話及び F A X により入札書を提出した者がした入札
 - ③ 談合、その他不正行為があったと認められる入札
 - ④ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

- ウ 押印されるべき印影が明らかでないもの
- エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの
- カ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(7) その他

- ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
- ② 一度提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回はできない。
- ③ 入札時には、当法人の理事又は監事又は評議員等が立ち会うものとする。

10 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の1/10以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (3) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。尚、契約締結については、消費税引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての工事支払については消費税8%とする。
- (6) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

11 支払条件

- (1) 支払方法 現金振込
- (2) 支払時期 工事完了後翌月末

12 その他

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) その他、関係法令及び契約内容等を遵守する。

以上